

訪問看護医療DX情報活用加算に伴う ウェブサイト掲示について

株式会社あいず

令和6年度診療報酬改定に伴い、株式会社あいずが運営する各訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認（オンライン資格確認）により、ご利用者の診療情報・薬剤情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供いたします。

これにより、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

当加算に係る施設基準は以下の通りです。

- (1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有していること。
- (3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
 - ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等（薬剤情報・手術情報・特定健診情報等）を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
- (4) (3) の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

以 上